

公益社団法人日本冷凍空調学会著作権規程

昭和54年5月10日通常総会決定

平成18年1月20日常務理事会制定

平成19年4月18日常務理事会改訂

(社団法人日本冷凍空調学会の学会編集著作物に関する著作権規程を全面改訂

平成20年7月30日一部追加

令和5年10月25日一部修正

(目的)

第1条 この規程は、本学会の出版物やホームページに掲載される論文等の著作物の著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。

(定義)

第2条 本学会の出版物やホームページに掲載される論文等の著作物とは、本学会発行の出版物（電子媒体を含む）や本学会のホームページなどに掲載される論文、解説記事、プログラム・ソフトウェア、等を言い、本学会が主催又は共催する年次大会、講演会、講習会、セミナー、国際会議などの予稿集論文等を含む。具体的には、下記のものを含む。

- ① 本学会出版の学術書・テキストなどの書籍
- ② 本学会論文集に掲載の論文
- ③ 本学会誌「冷凍」に掲載の論文、解説記事
- ④ 本学会の年次大会、学術講演会、成果交流会などの講演会の予稿集原稿
- ⑤ 本学会の講演会・セミナーなどの予稿集原稿
- ⑥ 本学会ホームページ掲載文書
- ⑦ 本学会が電子配布する著作物
- ⑧ 本学会メールマガジン
- ⑨ 本学会発行プログラム・ソフトウェア

2 著作権とは、著作権法（平成16年12月21日改正）に定められる著作権全てであり、著作権法第21条（複製権）、同第22条（上演権及び演奏権）、同第22条（上映権）、同第23条（公衆送信権等）、同第24条（口述権）、同第25条（展示権）、同第26条（頒布権）、同第26条の2（譲渡権）、同第26条の3（貸与権）、同第27条（翻訳権、翻案権等）、同第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定められる権利である。

(著作権の帰属)

第3条 本学会の出版物やホームページに掲載される論文等の著作物に関する著作権は本学会に帰属するものとする。

2 他の学会等との共催行事での出版物やホームページに掲載される論文等の著作物の著作権の帰属については、その都度、共催学会と協議して決めるものとする

3 本学会への著作権の帰属開始の時点は第4条に定める著作権譲渡証の締結日とする。

4 本学会に投稿などされた論文等の著作物が本学会の出版物等に掲載されないことが決定された場合、

当該論文等の著作物の著作権譲渡証を無効として、当該著作権を著作者に返還する。

5 論文などの著作物の著作権を本学会に譲渡できない場合は、当該著作者は本学会に申し出るものとする。本学会の著作権委員会で審議して、取扱いを決定する。

(著作権譲渡証)

第4条 本学会の出版物やホームページに論文等の著作物を投稿する際には、論文等の著作物の著作者(共同執筆の場合は著作者全員)は、著作権を本学会に譲渡することを記した著作権譲渡証に署名または捺印して、本学会に提出することとする。

(第三者への利用許諾)

第5条 第三者から著作物の利用許諾の申請が本学会にあった場合、本学会において審議し、適当と認めたものについて利用許諾することができる。

2 前項の利用許諾によって第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会会計に繰り入れられるものとする。

(著作者の権利)

第6条 著作者自身が本学会に帰属する著作権を利用する場合、本学会の許諾を必要とし、許諾依頼は原則として事前に文書にて申し入れるものとする。ただし、著作者自身が著作物の一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用する場合、本学会では原則としてこれを妨げず、本学会の許諾を得ることなく著作物を利用することが出来る。

2 本学会の講演会等に投稿した論文を取りまとめて、完成度を上げて本学会の論文集などに投稿する場合は、著作者は本学会への事前の文書での届出や、利用された論文等にも本学会の出版物の出典を明記することは必ずしも必要ないこととする。

3 著作者が本学会に譲渡した著作権の返還を本学会に申請した場合、本学会は審議により、その申請が正当であると認める場合は、その論文等の著作物の著作権を著作者に返還する。ただし、著作者は、本学会に当該論文等の著作権の無償での利用許諾を行うものとする。

4 前項の当該論文等の著作権を他学会など第三者に譲渡する場合は、譲渡された他学会など第三者が本学会に当該論文等の著作権の無償での利用許諾を行うことを条件とする。

5 第3項、第4項での利用許諾は、著作権法に定められる権利の利用に関する許諾のこととする。ただし、その権利の範囲に関しては、著作者と他学会など第三者との協議、契約の上、定めるものとする。

(著作権侵害および紛争処理)

第7条 本学会が著作権を有する論文等の著作物に対して、第三者による著作権侵害があった場合、本学会が解決を図るものとする。

2 本学会に投稿された論文等の著作物の内容については著作者が責任を負うものとし、その著作物に依る第三者への著作権侵害、名誉毀損、またはその他の紛争が生じた場合、当該著作者が解決を図るものとする。

(著作権委員会)

第8条 第3, 5, 6条に関わる著作権の審議は著作権委員会において行い, 決定するものとする.

2 著作権委員会は, 本学会の論文編集委員会, 学会誌編集委員会, 出版事業委員会, 広報委員会の各委員会の委員長ないし委員により構成され, 著作権委員会の委員長は, 学術・編集担当副会長がこれを兼務する.

(発効期日)

第9条 この規程は2006年1月20日より有効とする.

(内規)

第10条 詳細については(公社)日本冷凍空調学会著作権規程内規により定める.

(第2条本学会の年次大会および学術講演会についての追記)

第11条 講演論文に対する著作物の取扱いについては, 速報性のある一過性の情報と考え簡素化し, 使用許諾のみを受ける. この使用許諾対象は, 講演論文集(電子媒体を含む)とホームページへの掲載とする.

(改訂の経緯)

最近の著作権に関する社会の動向に対して, 以下のことを目的として改訂する. 論文等の著作権を本学会に譲渡することを基本とする改訂であるが, 著作者の権利を同時に保護する内容としている. 本規定は, 昭和54年5月10日通常総会にて制定された「社団法人日本冷凍空調学会の学会編集著作物に関する著作権規程」に替わるものである. なお, 前記の著作権規定が通常総会決議であった理由は, 規定が過去に遡及するものであったため, 会員総意の賛同が必要であったためである.

- 1 本学会の著作権に対する取組みをより明確にする.
- 2 ホームページへの掲載, ダウンロードサービス, 電子ジャーナルなどの電子化に対応する.
- 3 会員および社会へのサービスを向上する.

なお, これに伴い関連する以下の規定などを改訂する.

- 1 「公益社団法人日本冷凍空調学会の学会編集著作物に関する著作権規程内規」
- 2 「出版事業委員会運営規則」
- 3 「日本冷凍空調学会論文集執筆要綱」